議案第65号

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口北防災センターを設置することに伴い、この条例の 一部を改正するため必要があるからである。 大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例(昭和54年大口町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条の表学共施設の部中

Γ

を

Γ

さつきケ丘防災センター	大口町さつきケ丘二丁目258番地
大口北防災センター	大口町城屋敷一丁目308番地

に改め、同表拠点施設の部中

Γ

大口住宅集会室	大口町垣田8番地
---------	----------

を

Γ

大口住宅集会室	大口町垣田8番地
大口北防災センター	大口町城屋敷一丁目308番地

に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新		旧					
(名称及び位置)			(名称及び位置)				
第3条	第3条 学共施設及び拠点施設(以下「学共			第3条 学共施設及び拠点施設(以下「学共			
施設	施設等」という。)の名称及び位置は、次		施設等」という。)の名称及び位置は、次				
のとおりとする。		のと	のとおりとする。				
区分	名称	位置	区分	名称	位置		
学共	略	略	学共	略	略		
施設			施設				
	さつきケ丘防災セン	大口町さつきケ丘		さつきケ丘防災セン	大口町さつきケ丘		
	ター	二丁目258番地		<u>ター</u>	二丁目258番地		
	大口北防災センター	大口町城屋敷一丁					
		目308番地					
拠点	略	略	拠点	略	略		
施設			施設				
	さつきケ丘防災セン	大口町さつきケ丘		さつきケ丘防災セン	大口町さつきケ丘		
	ター	二丁目258番地		ター	二丁目258番地		
	大口住宅集会室	大口町垣田8番地		大口住宅集会室	大口町垣田8番地		
	大口北防災センター	大口町城屋敷一丁					
		目308番地					
2 略		2 略					

改正要旨

1 改正理由

大口町スポーツ施設である大口町屋内運動場は、現在、(仮称)大口北防災 拠点施設改修工事が進められ、地域の防災拠点施設として整備されているとこ ろです。

改修後の本施設については、地域の防災拠点施設として地域に管理運営をお願いしていくこととしているため、学共施設等に「大口北防災センター」として位置付けるとともに地域住民による自治活動の推進を図るため、拠点施設として指定するものです。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。